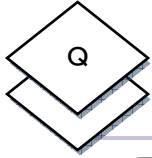




労働相談Q & Aで解決！

配置転換



配置換えを命じられましたが、これまで経験したことのない業務なので、一から覚えなくてはなりません。配置換えを拒否すると問題がありますか。

A 会社との間で職務内容や勤務地について限定する旨の明確な合意がされていない場合、会社による配置換え命令が、権利の濫用として無効といえない場合には、配転命令に従う必要があります。これまで経験したことのない業務であるという理由での拒否は難しいでしょう。

解説はこちら

- 職務内容や勤務地をある程度長期間にわたって変更することを配置転換（配転）といいます。労働協約や就業規則等において配転を命ずることができる旨定められている場合には、会社には配転命令権があります。
- 労働協約及び就業規則に、業務上の都合により従業員に転勤を命ずることができるという定めがあり、その会社において実際に配転命令権に基づき配転が頻繁に行われ、また、配転を命じた労働者との間に勤務地域限定の合意はなされていないといった事情がある場合には、従業員の個別的同意がなくても配転を命ずることができます。
- もっとも、配転命令に、業務上の必要性がなかったり、業務上の必要性がある場合でも、不当な動機や目的をもってなされたりするときや、従業員が通常受け入れられる限度を著しく超える不利益が伴うものであるときなどの事情がある場合には、その配転命令は権利の濫用として無効となることがあります。
- 会社との間で、職務の内容や勤務の場所について限定する旨の合意があれば、配転には従業員の同意を得る必要があります。

どうすれば？

- まずは会社（大きな企業では、上司や人事担当者など）とよく相談しましょう。
- 雇用契約書、就業規則、労働協約等の資料をみて、職務の内容や勤務場所について限定する旨や配転命令に関する労働契約上の根拠があるかどうか確認しましょう。
- 配転命令に業務上の必要性があるかどうか、必要性があるとして不当な動機や目的に基づくものではないか、配転によって被る不利益が著しく大きいものではないかを検討し、必要があれば弁護士等の法律の専門家に相談しましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181